

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和5年10月25日

一般社団法人日本フロアボール連盟 (JFF) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.floorball.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	1. 2018年度に策定し社員総会に報告したが、2022年度中に再検討し、社員総会に報告したうえで、2023年度に公表する。 2. 計画策定に当たっては、当連盟内の役職員や構成員から幅広く意見を募り作成し、役員会にて承認をうけた。今後、不備なところがあれば役員会で加筆・修正する。 3. 策定した計画内容は、強化、普及、組織、財政に関する①ミッション・ビジョン、②現状、③目標、④課題、⑤実行計画、⑥検証を設定し、中期計画は2年、長期計画は4年毎に見直しを行う。	1.中長期行動計画 (基本意識とこれからの課題) 2.2023年度第1回社員総会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2023年度に公表予定の基本計画に組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画も盛り込む。 1. 組織運営に関する中長期計画の組織(人材)と併せて、連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画を策定し、当連盟ホームページに掲載し公表する。 2. 策定した計画と併せて、役員・職員・連盟コーチ等の選任は、新設の役員候補者選考規程に沿って選任し、組織の強化を図る。	1.中長期行動計画 (基本意識とこれからの課題) 2.2023年度第1回社員総会議事録 3.連盟の組織作りと人材の採用・育成に関する計画 4.役員候補者選考規程
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	2023年度に公表予定の基本計画に財務の健全性確保に関する計画も盛り込む。 1. 組織運営に関する中長期計画の財政と併せて、財務の健全性確保に関する計画を策定しており、当連盟ホームページに掲載し公表する。 2. 策定した計画内容は、当連盟として継続的な事業運営していくために必要な資金獲得等に関して目標を掲げ、自主財源の確保を役員全体で取り組むこと。	1.定款 2.経理規程 3.2023年度事業計画 4.2023年度収支補正予算書(損益) 5.財務の健全性確保に関する計画
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部役員の目標割合(25%以上)及び女性役員の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2024年度中に、外部役員25%、女性役員40%の目標割合などを盛り込んだ役員候補者選考基準改正案を検討し、2025年の社員総会の議を経て、2026年度の改選時から段階的に実施し、激変緩和措置を講じたうえで2028年度からの本格施行を目指す。 1. 現状は全役員20名中、外部役員0名(0%)、女性役員3名(15%)である。 なお、監事1名は内部人材である。 2. 外部役員の割合25%は2024年度・2026年度/2回の役員改選時に達成を目標に今後、具体的な方策を検討する。 3. 女性役員の割合40%については、2024年度中に方策を講じて2026年度の役員改選時に達成目標とする。	1.役員名簿 2.役員規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	1. 一般社団法人の当連盟定款では評議員を置いていないため本項目は適用しない。 2. 社員総会(一般社団法人)を構成する社員については、加盟団体の代表者から構成されると定款に定められており、代表者の推薦権は加盟団体にあるため、外部社員、女性社員の割合を高める方策は加盟団体の権利にも関することから慎重な検討を要する。執行部により素案を作成し、数度の役員会、総会での議論を経て2025年度の初めの役員会及び2025年総会で定款変更の議決を得て、2026年の役員改選から外部、女性社員の増員を図る。	1.役員名簿 2.定款 3.会員規程 4.社員規程 5.加盟団体規程
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	1. アスリート部会を設置し、規程も整備する。 2. 部会の意見を組織運営に反映させるための方策は今後、検討する。	1.アスリート部会規程 2.組織図
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	1. 役員名簿及び組織図のとおり、役員をバランス良い配置にしている。	1.役員名簿 2.組織図
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員就任時の年齢を23歳以上とする。	1.役員候補者選考規程 2.役員規程 3.社員規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	1. 役員・社員の定年を70歳とし、(会長・監事は75歳)F・N部門の役員は競技に参加している事。 2. 任期を5期10年とする。(1期2年とする) 3. 役員は都道府県連盟・協会の役職員と兼務できない。但し、猶予期間として2024年度改選時は役職員を会長・理事長・事務局(各副も含む)とし、2026年度より役員規程通りとする。 4. 社員は日本連盟の役員・専門委員会には所属できない 【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】	1.役員候補者選考規程 2.定款 3.役員名簿 4.役員規程 5.社員規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2023年度に、役員候補者選考基準の見直しを行い、2023年の第2回社員総会の議を経て、2024年度の改選時から施行する。	1.役員候補者選考規程
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	1. 役職員その他構成員が適用対象となる法令の遵守に関して定款の記載項目以外に倫理規程及び各種規程を整備している。	1.定款 2.倫理規程 3.加盟団体規程
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	1. 法人の運営に関する必要の規程として、下記の規程を整備している。 ①会員及び会費に関する規程、②各種委員会規程(財務委員会規程、会計部会、総務委員会規程、通報窓口部会、コンプライアンス部会、危機管理部会、広報委員会規程、SNS部会、HP部会、マーケティング部会、国際委員会規程、アンチドーピング部会、国外団体・大会対応部会、アスリート部会、強化委員会規程、ナショナルチーム強化部会、指導・審判委員会規程、大会運営委員会規程、普及委員会規程) ③経理規程、④事務局規程	1.定款 2.会員規程 3.各種委員会・部会規程 4.経理規程 5.事務局規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	1. 法人の業務に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①文書管理規程、②情報公開規程、③個人情報保護規程、④通報窓口設置規程、⑤危機管理規程、⑥反社会的勢力との関係遮断に関する規程、⑦役員慶弔規程、⑧印章規定	1.文書管理規程 2.情報公開規程 3.個人情報保護規程 4.通報窓口設置規程 5.危機管理規程 6.反社会的勢力との関係遮断に関する規程 7.役員慶弔規程 8.印章規程
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	1. 法人の役職員の報酬等に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①経理規程、②国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程、③助成事業における謝金・日当規程、④旅費規程	1.経理規程 2.国内競技大会における大会役員・競技役員謝金規程 3.助成事業における謝金・日当規程 4.旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	1. 法人の財産に関する規程として、下記の規程を整備している。 ①経理規程、②備品管理規定	1.経理規程 2.備品管理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1. 2023年3月役員会で経理規程を改正し（資金に関する規程を追加）、2023年度内に資金運用、寄付金等に関する規程を整備し、2024年度からの施行を目指す。 2. 財政的基盤を整えるための規程として、下記の規程等を整備している。 ①マーケティング部会規程	1.経理規程 2.マーケティング部会規程
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1. 代表選手の公平かつ合理的な選考及びコーチ・スタッフ等に関する規程等について、下記の規程を整備している。 ①日本代表選手・スタッフの選考に関する規程、②国際大会派遣規程、③国際大会派遣経費規程、④日本代表選手・スタッフの行動規範、⑤日本代表公式ユニホーム着用に関する規程、⑥コーチに関する規程、⑦指導者の心得、	1.日本代表選手・スタッフの選考に関する規程 2.国際大会派遣規程 3.国際大会派遣経費規程 4.日本代表選手・スタッフの行動規範 5.日本代表公式ユニホーム着用に関する規程 6.コーチに関する規程 7.指導者の心得
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	1. 審判委員会により審判資格保有者を大会毎に公平かつ合理的な選考をしている。	1.各種大会開催要項
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	1. 規程の整備や法人運営に関する相談については、内容に応じて弁護士へ相談し対応している。 2. 専門家に日常的に相談や問い合わせができる体制を確保しており、ホームページに公表している	1.相談案内
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	1. コンプライアンス部会が設置されており、その都度、必要に応じて開催している。 2. コンプライアンス部会に関する規程どおりに機能している。 3. コンプライアンス部会の構成員には、女性委員を1名以上を配置している。	1.コンプライアンス部会規程 2.連盟組織図 3.過去2年分のコンプライアンス部会議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・倫理部会には弁護士、女性が含まれている。	1.コンプライアンス部会規程 2.連盟組織図
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	2023年度第2回社員総会時に、正会員及び役員を対象とするオンライン受講も可能なコンプライアンス教育を実施した。	1.インテグリティ講習実施例（小学生・中学生・大学生・社会人） 2.コーチ制度要項 3.インテグリティ講習会のオンライン対応について
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	1. 国際大会等に参加する選手及び指導者と連盟スタッフは、毎年JFF主催のコンプライアンス教育に参加している。	1.コンプライアンス教育研修会参加者名簿
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コーチ・指導者・アスリート向けのインテグリティ教育プログラムを既に制定し、審判員に対し年に1回以上の教育を実施している。	1.コンプライアンス教育研修会参加者名簿
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・弁護士事務所、公認会計士事務所、社会保険労務士事務所と顧問契約を結んでおり、日常的に専門的事項について相談できる体制は確保している。	1.連盟組織図 2.会計業務サポート委託契約書
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	1. 公正な会計原則を順守するための業務サイクルが確立している。 2. 一般社団法人法に基づき適正のある監事を配置している。 3. 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査と業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り実施している。	1.経理規程 2.連盟組織図 3.連盟役員名簿
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1. 連盟の経理規程は、法令・定款に定めた連盟の経理規程の他、国庫補助金等の利用に関しては、その会計処理に準拠した対応をしている。	1.経理規程 2.連盟組織図
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	1. 財務情報等については、法令に基づく開示を行っている。ホームページに掲載し公表している。	1.事業計画 2.収支計画 3.決算報告書 4.監査報告書

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	1. 選手選考含む選手選考に関する情報を開示している。ホームページにも掲載し公表している。	1.日本代表選手・スタッフの選考に関する規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	1. ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等の開示については、自己説明書式の提出後、ホームページに掲載し公表する。	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	1. 現在、倫理規程に基づき、重要な契約について、客観的・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 2. 2023年度に策定した利益相反管理規程に基づき、適切に管理していく予定。	1.倫理規程 2.利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2023年度社員総会での決議に向け、検討中である。	1.利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	1. 通報窓口について、ホームページ等を通じて、恒常的に連盟関係者に周知している。 2. 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 3. 通報内容に関する情報の取扱いについては一定の規則を設け、情報管理をしている。 4. 通報窓口を利用した相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 5. 当連盟役員に対して通報が正当な行為として評価されるという意識付けは、現時点でできていないので、今後はコンプライアンス研修等を通じて徹底を図る。	1.通報窓口設置規程 2.個人情報保護規程 3.コンプライアンス部会規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	1. 当連盟の現時点での通報制度の運用は、その内容に応じて弁護士のいるコンプライアンス部会にて対応している。 2. 通報制度の運用体制に関しては、2023年度内を目途に整備する予定。	1.通報窓口設置規程 2.コンプライアンス部会規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定め、周知すること	1. 懲罰制度における禁止行為や処分の内容など規程に定めている。 2. 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 3. 処分審査を行うに当たってはコンプライアンス部会がその対象者に聴聞の機会を設けている。 4. 処分結果に対して、処分対象者は不服申立に関する規程を定めている。	1.懲罰規程 2.コンプライアンス部会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	1. 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有する構成員に弁護士のいるコンプライアンス部会が当たっている。	1.懲罰規程 2.コンプライアンス部会規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	1. 懲罰や紛争について、スポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を規程に定めている。 2. 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立以外、代表選手の選考を含む当連盟のあらゆる決定を対象に含んでいる。	1.懲罰規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	1. スポーツ仲裁の利用が可能であることが処分対象者にわかる様に規程を定めている。 2. 処分を下す際には、スポーツ仲裁の利用ができることを書面で通知している。	1.懲罰規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	1. 危機管理における不祥事対応及び緊急事態対応に関する規程を整備している。 2. 今後、不祥事対応の一連の流れなどが具体化した詳細な危機管理マニュアルを作る予定である。	1.危機管理規程
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	1. 不祥事が発生した場合における事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討する組織体制として各委員会内に再発防止部会を都度設置している。 2. 再発防止に関する委員会規程を2023年度中に制定し対応に当たる。	1.連盟役員名簿 2.各種委員会・部会規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	1. 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会の設置については、再発防止に関する委員会規程と併せて2023年度中に検討し対応する。	1.危機管理規程 2.各種委員会・部会規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	・2023年度に加盟団体規程を改定し、連盟と加盟団体との間の責任と権限を明確化した。 ・加盟団体への定款チェックと指導を行なっている。 ・2023年度中に地方組織との関係図を作成予定。	1.加盟団体規程 2.定款・会則・規約について 3.地方組織との関係図
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・地方代表が（各加盟団体代表者が社員として）連盟の方針決定に関与していることから重要事項の情報共有は遅滞なく行われている。また、ホームページ及び機関紙により総会決定事項は公表されている。 https://www.floorball.jp/ インテグリティ研修会、審判・指導者講習会等を定期的実施している。	1.正会員一覧 2.役員名簿 3.社員名簿 4.定款・会則・規約について 5.インテグリティ教育オンライン講習会について 6.審判・指導者講習会